

お知らせ版

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

現在、秋開始接種としてオミクロン株 XBB.1 系統のワクチン接種を行っています。

【接種券の送付について】

■ 12歳から64歳の方

接種券を順次送付しています。なお、基礎疾患を有するなどの理由により早めの接種を希望する方は、ほけん課又はコールセンター（050-8885-1070）に連絡ください。

■ 小児（5歳から11歳）、乳幼児（6か月から4歳）の方

対象となる方に接種券を送付しています。初めて接種を希望する方は、ほけん課まで連絡ください。

■ 国見町に転入された方

接種を希望する方は、ほけん課まで連絡ください。

■ 接種予約は、インターネットをおすすめします。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。



町ホームページ

☎ほけん課新型コロナウイルス対策室 ☎ 585-2179

タンクからの油流出事故にご注意ください！

タンクから灯油などの油類が漏れ出し、河川などに流出する事故が増えています。その多くは、管理不備やうっかりミスが原因です。以下のことを心がけましょう。

① その場から離れない

ホームタンクなどから灯油を小分けする際は、絶対にその場から離れないようにしてください。

② 配管のある場所には目印を立てましょう

除雪の際、配管を破損してしまうことがあります。目印を置くことで配管があることに気が付きやすくなります。

③ 落雪に注意しましょう

落雪による配管破損やホームタンクの転倒事故が起こる可能性があります。

④ 定期点検をしましょう

経年劣化やさびの発生有無など日ごろからチェックしておくことが大切です。

※河川等に流出させてしまった場合、または油が流れているのを発見した場合は、速やかに生活交通係または消防署に通報してください。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

家屋を取り壊したら「滅失届」をお願いします！

固定資産税は、毎年1月1日を基準として課税しています。令和5年中に固定資産税の課税対象となっている住宅や倉庫等の「家屋」を取り壊した際には、年内に税務課課税係まで「家屋滅失届」の提出をお願いします。職員が現地を確認し、翌年度分の課税台帳から削除します。届出がない場合、取り壊した確認が取れず引き続き課税されることとなります。

なお、法務局への滅失登記が完了している場合には、「滅失届」の提出は不要です。

☎税務課課税係 ☎ 585-2778

国見町認知症高齢者等見守りQRコードを配布します

認知症など的高齢者が外出したまま行方不明になったり、警察などで保護されたときに、早期に身元が判明できるように、「QRコード」を交付します。

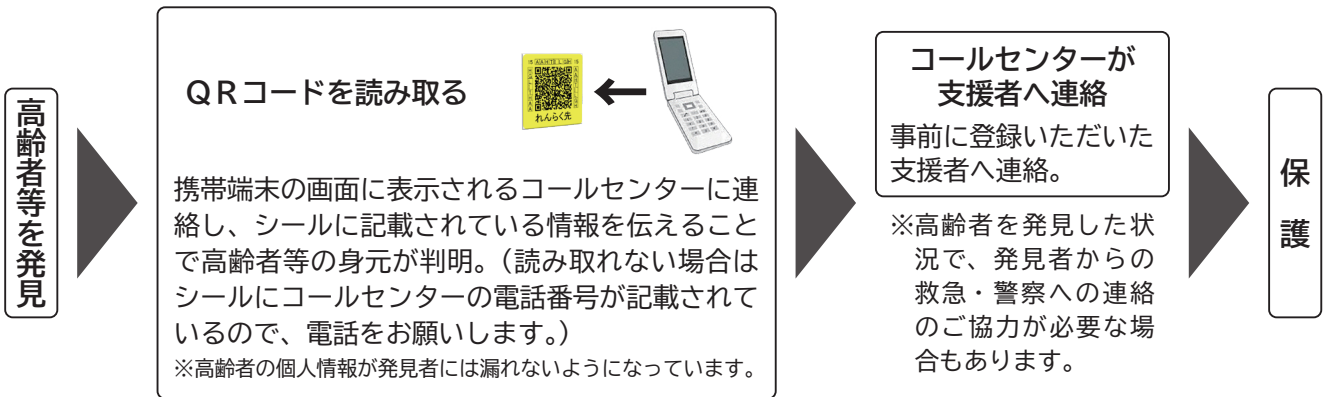
「QRコード」には、高齢者の身元確認のためのコールセンター（24時間体制）の連絡先が入っています。持ち物に貼り付けられるシールタイプのもので、1シートにさまざまな大きさのものが36枚ついています。

- 対象：町内在住の認知症の方を介護する親族や支援者
- 費用：無料（追加交付希望の方は1,100円を自己負担）
- 申込先：福祉課長寿介護係
- 利用法：高齢者が日ごろ持ち歩きそうな物に貼り付けます。（杖、帽子、カバン、ベルト、靴など）

記載された情報をコールセンターに伝えてください。



【行方不明が発生した時のながれ】



☎福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125

不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **12月6日(水)、20日(水)**

粗大ごみを出すときは、収集日の前日（平日の午前8時30分から午後5時15分）までに、品目・数量・ごみ置場の番号を住民防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集しません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

インフルエンザが流行しています！

県では、10月30日～11月5日においてインフルエンザ定点医療機関からの患者報告数が1定点あたり「32.66人」となり、2019年2月以降、4年9か月ぶりに県全体で警報レベルとなりました。

更なる感染拡大を防ぐため、以下の基本的な感染対策の徹底をお願いします。

- ①咳やくしゃみ等の症状があるときは、マスクの着用や、鼻や口をティッシュ等で覆い、他の人への感染拡大防止に努めましょう。
- ②室内ではこまめに換気を行いましょう。窓開けによる換気は、対角線上にあるドアや窓を2か所開放すると効果的な換気ができます。
- ③流水・石けんによる手洗いは手指など体についたウイルスを除去するために有効な方法です。こまめな手洗いに努めましょう。

【インフルエンザの予防接種について】

インフルエンザワクチンの予防接種には、発症をある程度抑える効果や重症化を予防する効果があり、特に高齢者や基礎疾患のある方など、罹患すると重症化する可能性が高い方には効果が高いと考えられます。（ワクチンの効果が現れるまでに2週間程度の期間を要します。）希望される方は、早めに接種しましょう。（公立藤田総合病院以外で接種する場合は予約が必要です。）

<インフルエンザ関連情報> 厚生労働省 令和5年度今シーズンのインフルエンザ総合対策について

⇒ <https://www.mhlw.go.jp/stf/index2023html>

【インフルエンザ予防接種費用助成のお知らせ】

	高齢者インフルエンザ	小児・妊婦インフルエンザ
対象者	①接種時 65歳以上の方 ②接種時 60歳以上 65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器などに慢性の重い障害があり、身体障害者手帳1級に相当する方	①生後6か月～18歳（高校3年生相当）以下の方 ②妊婦
自己負担金	1,400円（生活保護世帯は無料） ※福島県立医科大学付属病院で接種する場合は異なります	医療機関の接種料金から助成額（1,000円）を差し引いた金額を支払ってください。 （生活保護世帯の方は全額助成）
持参物	健康保険証	・母子健康手帳 ・健康保険証や医療受給者証等の住所や年齢が確認できるもの
実施医療機関	県内の実施医療機関	福島市・伊達市・伊達郡の実施医療機関
助成期間	令和5年12月28日（日）まで	

☎ほけん課保健係 ☎ 585-2783

町税を「いつでも」・「どこでも」スマートフォンから納付できます

スマートフォン決済アプリや地方税お支払いサイト（eLTAX）から町税を納付することができます。

■利用できるスマートフォン決済アプリ

- ・「PayPay」 ・「Fami Pay」 ・「LINE Pay」
- ・「Pay B」 ・「au PAY」 ・「d払い」
- ・「楽天銀行コンビニ支払いサービス」

◎24時間、出かけることなく納付ができます。

■納付できる町税

- ・町県民税 ・固定資産税
- ・軽自動車税（種別割） ・国民健康保険税

■地方税お支払いサイトからの電子納付

- ・QRコード（eL番号）が印刷されている納付書は、クレジットカードやインターネットバンキングもご利用になれます。



詳細はコチラ

☎税務課収納係 ☎ 585-2780

平日の朝夕と土日祝日のお出かけ・お買い物に「ももたんパス」を利用してみませんか

ももたんパスは、「国見まちなかタクシー」が運行していない日と時間帯の利用者数を把握するための実証事業です。町がタクシー利用料金の一部を支援しながら、生活の質の維持や向上、移動手段の確保・支援などの施策立案に役立てるために行います。実証事業の期間は令和6年9月30日までです。

■利用方法

- ①住民防災課へ申請書を提出し、利用者証の交付を受けてください。(初回のみ)
- ②下記タクシー業者に電話し、予約をしてください。
- ③乗車時、交付を受けた利用者証をタクシー運転手に提示してください。

■利用負担（運賃）

500円

■利用できる時間

平日：午前7時～午前8時30分、午後4時～午後7時
土日祝日：午前7時～午後7時

■対象者

国見町民で65歳以上、要介護者・要支援者、小学校未就学児、母子手帳の交付を受けた方（出産予定日等の1年後まで）など。

■利用できるタクシー業者

三協ハイヤー、あづまタクシー、ふくしま中央交通

■利用エリア

国見町内

■登録方法

利用者証を発行しますので、本人確認書類や各種手帳をお持ちになり、住民防災課生活交通係へお申し込みください。

☎住民防災課生活交通係 ☎ 585-2116

【平日日中は「まちなかタクシー」をご利用ください】

まちなかタクシー（申し込み&予約：585-5006）

◆運行日：毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後4時
（※土日・祝日・お盆 8/14～8/16・年末年始12/29～1/3は運休）

◆エリア：まちなかエリア内 1回200円
同エリア（西部・東部・梁川）内 1回400円
伊達市梁川地区 1回600円

ごみの減量化・資源化にご協力ください！

福島県のごみの排出量は1人1日あたり1,035gで、全国平均の918gより1割以上も多く、全国ワースト2位です。

- ・家庭から出る「生ごみ」には多くの水分が含まれています。「生ごみ」はできるだけ“水を切って”ごみの量（重さ）を減らしましょう。
 - ・住民の皆さまから出されるごみで、もやせるごみの中に資源化できる空き缶やビン類、ペットボトル等の資源ごみの混入が多くあります。ごみをきちんと分別して適切に排出しましょう。
- ※特に金属類は、もやせるごみに混ぜないでください。焼却炉を損傷させ、故障の原因となります。

☎伊達地方衛生処理組合 ☎ 582-2051